

# ■平成24年度 総務財政委員会 所管事務調査報告書

## 調査テーマ：地域公共交通体制づくりの促進について

### 1. 本市の現状

地域公共交通におけるバス路線は、市民生活を支える重要な生活基盤の一つであるが、自家用車の保有率の高まりにつれ、路線バス利用者は年々減少し、赤字を抱えながらも運行を継続している路線がある状況となっている。また、定期路線バスが運行していない「公共交通空白地域」の中でも、地域に商店や病院がなく、最寄りの定期路線バスの停留所まで距離のある地区については、定期路線バスに接続するコミュニティバスや、乗合タクシーを運行するとともに、市街地については、今年度実証運行を行った「まちなか循環バス」など、地域公共交通の利便性向上を図っているところである。

#### (1) 「延岡市コミュニティバス・乗合タクシー」の概要

本市では、定期路線バスが運行していない「公共交通空白地域」の中でも、地域に商店や病院がなく、最寄りの定期路線バスの停留所まで距離のある地区については、定期路線バスに接続するコミュニティバス等を導入している。

運行態様	路線名	運行路線	運行日	運行開始	運行経路等の変更	運行回数(2回で1往復)
路線定期運行	北方線	美々地線 (16.8km)	月・木	H13.7.3		2回/日
		鹿川線 (29.5km)	火・金			
		二股線 (18.7km)	水・土			
		猿渡線 (23.1km)	水			
		三ヶ村線 (14.6km)				
		大保下線 (29.3km)	木			
		下崎・笠下黒原線 (9.9km)				
		片内・菅原線 (20.1km)	火・金			
	北浦線	下塚線 (15.3km)	月・水	H21.7.1	23年10月高橋医院まで延長	4回/日
		市尾内線 (19.3km)	火・木		24年10月市尾内線経路変更	
		三川内線 (9.3km)	金			
	上三輪・中三輪 ～平田線	(14.1km)	月・金	H20.10.1	23年1月平田まで延長 24年10月運行車両変更	2回/日
	安井・神戸 ～レーヨン線	(16.8km)	火・金	H20.10.1	23年1月レーヨンまで延長	2回/日
	須佐・鹿小路 ～レーヨン線	(7.9km)	水	H21.7.6	21年10月レーヨンまで延長 23年10月回数・曜日変更	2回/日
小川～平田線	(8.4km)	火・木	H21.7.7	24年4月曜日変更	2回/日	
北川線	上赤線 (22.6km)	月・水・木	H24.4.1	路線の再編を行い市町村有償運送に変更	5回/日	
	下塚線 (28.9km)	火・水・金				
	瀬口線 (12.6km)	月・火・木				
	家田線 (10.4km)	月・火・木				

**(2) まちなか循環バス ( 実証運行 )**

本市では新生のべおかプロジェクトにおいて公共交通プロジェクトをメインプロジェクトの1つに掲げ、地域公共交通の維持・確保・充実に向けた取り組みを行っている。

また、平成20年3月に策定した延岡市地域交通計画においては高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保と中心市街地の賑わいの創出を図るための取り組みの1つに、延岡駅を中心とした循環バスの導入を位置づけ、下表のとおり、実証運行を行い、平成25年4月中旬からは、実証運行結果を分析した上で、反時計まわりの一方向から時計回りの運行を追加し、本格運行に移行する予定となっている。

**◆実証運行の概要**

運行期間	平成24年11月1日～平成24年12月29日		
運行時間	8:00～18:00 ( 12:00～13:00 休止 )		
運行日	月～土曜		
運行本数	1日9回		
所要時間	1回約45分 ( 毎時00分延岡駅発 )		
利用料金	1乗車 大人・中高生200円 小学生100円 幼児無料		
利用実績	期間	利用者総数	乗車率
	11月中24日間	1,591	7.4人
	12月中24日間	1,585	7.3人

**2. 他自治体における取り組み状況****太田市 ( 群馬県 ) における取り組み  
デマンド交通「おうかがい市バス」**

平成23年度まではドア to ドア ( 玄関前から目的地 ) で運行をしていたが、乗り合いという所期の目的達成が難しく、平成24年度からは停留所方式に変更をした。

平成24年度開始当初は622停留所を設定し、最寄りの公民館などを停留所とし、新たなデマンド型乗り合いタクシーとして運行している。課題としては民間の交通機関と競合することによる民業圧迫であったが、事業主体を民間に委託し、目的地を市内の病院や駅に限定することで、運行業界からの理解を得た。

## ◆「おうかがい市バス」概要

新旧比較表	平成22年度・平成23年度	平成24年度
事業主体	市	市が運営、運行は民間委託
運行範囲	ドアtoドア	集会所・市営施設・医療機関・大型商店等を停留所と見なし停留所間を運行
利用対象者 (市内居住者で 次の要件の いずれかに該当 する者)	75歳以上で、歩行以外の 移動手段がない者	65歳以上の高齢者で歩行以外の移動手段を 持たない者
	障がい者	その他市長が認める者
	その他市長が認める者	65歳未満であっても歩行以外の移動手段を 所有・使用しない人で、同居及び別居の家 族等に移動援助を受けることができない者
利用登録方法	市に利用登録申請を行い、 認定を受ける。	〃
運行地域と 利用回数	太田市内に限る。片道を一回とし、 年間50回	市内に限るが利用回数制限はなし
運行時間	午前9時～午後4時まで	午前7時～午後4時まで
運休日	土日祝日、年末年始	〃
利用予約	利用予定の一週間前までに本人 または家族が予約	〃
利用料金	無料	片道100円

## 3. まとめ

地域の公共交通体制づくりについては、宮崎交通、行政がそれぞれ役割を分担しているところであるが、社会情勢の変化、市町合併による市域の広がりなどの影響により、市民が乗りたくても利用しづらい地域が増えてきているところである。今後、一層過疎・高齢化が進むにつれ、公共交通機関の必要性が、さらに高まってくるものと思われることから、引き続き地域公共交通体制づくりに取り組んでいただきたい。

また、地域公共交通においては、利用者の減少が、減便などの利便性の低下につながっていることから、「乗って残す」ことが非常に重要であることは明らかであるが、これには市民の利用促進策が不可欠である。今年度委員会が行ったシテイミーティングの中で、市民より、「まちなか循環バス」の実証運行に関してもっと周知を徹底してほしいとの声が聴かれたところである。このため、本格運行する予定となっている「まちなか循環バス」に関しては、地域の高齢者クラブを通じた案内など、メインターゲットへの直接的な周知方法を、全市的な広報と併せて検討していただくよう要望する。

さらに、旧3町の乗り合いタクシー・コミュニティバスに関しても、引き続き市民のニーズの把握に努めていただくよう要望する。過疎地域では特に高齢化が進み、交通弱者が多い一方で、公共交通の空白地帯となっていることから、費用対効果の検証は必要であるが、事前予約制のデマンド型交通導入など、利用者の利便性を最大限考慮した形での検討をしていただきたい。

最後に、宮崎交通の定期路線バスと「まちなか循環バス」やコミュニティバス・乗り合いタクシー等を連携させながら、今後さらに進行すると見込まれる高齢者など交通弱者の増加を見据えながら、市民にとって利用しやすい地域公共交通体制の構築に努めていただくよう要望する。

## 調査テーマ：遊休資産の活用について

### 1. 本市の状況

本市の財産管理においては、現在、土地台帳・建物台帳により管理をしているが、市有地の位置を明確にし、現地写真等を取り込んだ地図をデータとして取り込む財産管理システムの整備を進めており、市民からの問い合わせ等に即応できるよう工夫されている。

また、本市の市有財産のうち、行政目的を持たない「普通財産」について、23年度決算ベースで建物が約14,000㎡、土地が6,700万㎡あり、土地については山林が約98%を占めている状況である。これらの普通財産については、貸付料による収入が約4,740万円、土地売払いによる収入が22件、約3,100万円となっている。

しかし、売却等を進めてきた結果、処分困難な土地や利活用の難しい遊休地などが発生しており、これらを今後どのように処分していくかが課題となっている。

また、消防庁舎の建て替えや、小・中学校の統合などによって、本市には多くの施設跡地が存在しており、これまで、跡地活用庁内検討会議を設置するなど、活用策の検討を行ってきたところである。具体的には、旧消防庁舎を新庁舎建設に伴う備品倉庫として活用するほか、船倉団地跡地を工事やイベント開催時の臨時駐車場として有償で貸し出すなどの活用を図っている。

### 2. 他自治体における取り組み状況

#### 相模原市（神奈川県）における取り組み

##### （1）相模原市公共施設白書の策定について

昭和40年から50年代前半にかけて道路や下水道など都市基盤の整備とともに、小中学校の施設整備に追われ、インフラや施設建設費が予算の半分以上を占めていた。

その後も行政サービスの広がりとともに、スポーツや文化、生涯学習など、その時々の一ニーズに沿った活動の拠点となる体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきた。また、平成18・19年には市・町合併により、4町のそれぞれ異なる歴史、政策のもとに建設された公共施設を引き継いだ。やがて更新の時期を迎え、これらの公共施設を改修することになれば相当な財政負担となり、また、社会の変化とともに住民ニーズも変化し、現存施設が真にニーズを満たすものであるかどうか、民間との役割分担も含めながら必要に応じてあり方を検討していくことが求められてきた。

そこで平成23年5月に「相模原市公共マネジメント施設取組方針」を策定し、持続可能な都市経営などを定め、全庁的な取組みを進めることとしたものである。

#### ◆対象施設

白書にまとめる対象施設は、道路、橋りょう等のインフラ施設を除いた、庁舎や小中学校等757施設、1335棟、延べ床面積は約165万㎡（市民1人当たり2.3㎡）である。

また、延べ床面積の約半分（47.8%）は学校教育施設であり、施設整備のピークは昭和47～51年度、公共施設全体に要する費用（維持管理費、人件費等）は年間約

428億円(人件費のうち県費負担分等を除いた額)となっている。

#### ◆ 将来コストの資産の状況、財政に及ぼす影響

- ・ 更新費(=建替え費用)は今後60年間で約4,793億円(年平均80億円)改修・修繕費用の実績(平成20~22年度の平均で約42億円)の約1.9倍のコストがかかる
- ・ 大規模改修の集中期(平成43年度頃まで)には年間約132~162億円の更新・改修費用が必要である
- ・ 大量更新時期(平成44~53年度)には年平均で約230億円の更新・改修費用が必要である
- ・ 過去の実績から今後の公共施設の更新・改修に充てることのできる最大費用を一般会計ベースで年間155億円と仮定すると、今後15年間は現状の施設のすべてを保有しても更新・改修が可能だが、平成39年度以降は現状の費用で対応することは困難であり、延べ床面積で80%、平成44~53年度には60%程度にまで施設を削減しないと対応できないという試算結果となっている

#### (2) 跡地活用の具体策

相模原市の藤野地区では、少子化の進展等に伴い、10校あった小学校を3校に統廃合し、市では、活力あるまちづくりを進めていくため、廃校となった小学校跡地の有効活用に向けて、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めてきたが、藤野地区の旧吉野小学校と旧小淵小学校の校地・校舎を貸し付けるため、利用者を公募した。

この公募において、教育、文化又は福祉関係の事業者から事業計画、地域貢献等についての提案を募集したところ、吉野小学校跡地には私立の学校法人一件の応募があった。それを受けて審査委員会を設置し、利用提案を審査した結果、当該私立学校法人を吉野小学校跡地の貸付対象者とし、歳入の確保を図っている。

### 3. まとめ

現在、全国的な問題として公共施設については、少子高齢化の進行など社会情勢の変化や市町村合併により、利用状況が大きく異なる施設や活用がなされていない跡地等を多様に保有している状況にある。このことから、公共施設の適切な管理運営に関しては一元的に管理することが必要であり、施設配置状況や利用状況、管理運営コストなどさまざまな視点から分析し、更新・改修の将来コストの試算なども行うことにより、今後の施設配置のあり方や維持改修コストの平準化、有効活用や売却等の処分を検討していただきたい。

その中で利活用が難しい施設等については市が保有し続けることなく、遊休資産として処分することも念頭に、地域住民や民間企業等による施設利活用の可能性について調査し、売却、賃貸、継続保有等を検討していただくよう要望する。

また、市有地などの普通財産の公売に際しても、狭小であったり、民有地に囲まれ市有地単体では利用価値が低いと見込まれるような資産については、鑑定評価額を参考にしながらも、状況に応じた弾力的な価格設定を行っていただき、売却を進めていただくよう要望する。

最後に遊休資産の活用に関しては、歳入の確保という面でも大いに期待できることから、民間への貸付け、売却等、一層積極的な取り組みをしていただくよう強く要望する。